

羽曳野市手数料条例（昭和 3 1 年羽曳野市条例第 3 0 号）第 2 条別表第 5 に規定する犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料を徴収するため、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項により、次の者に犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務の一部を委託しています。

1. 収納事務を委託した私人の住所・氏名（順不同）

住所	動物病院名	代表者
羽曳野市野々上 2-24-4	(株)グランママ動物病院	浜川 稔浩
羽曳野市島泉 9-21-3	羽曳野動物病院	児島 達郎
羽曳野市羽曳が丘 3-2-1	(株)トム・ソーヤー動物病院	池田 満
羽曳野市古市 6-18-4	畠山獣医科診療所	畠山 朋子
羽曳野市軽里 3-3-4	山村獣医科医院	山村 恵
羽曳野市誉田 3-13-3	(有)サンヨーベッツ 福田獣医科クリニック	福田 昌史
羽曳野市軽里 3-3-25	古市動物病院	平川 徹男

2. 収納の方法

領収証書（原簿）による方法